

令和3年度 建設工事等に係る入札契約制度の改正について

建設業は、若年入職者の減少等による就業人口の減少や入札不調件数の増加から、将来的な担い手不足や入札不調による事業の円滑な実施への影響が危惧されています。

こうした状況の中で、就業人口減少の一因である建設業の労働環境の改善を図るとともに、入札不調を抑制するためにより多くの入札参加業者が参加できるよう、令和3年度につきましては以下のとおり制度の改正を行います。

制度改正

1. 建設工事における週休2日試行工事の拡大について
2. 設計図書等の質疑に対する回答書を電子閲覧に変更します
3. 同日開札における落札制限を一部変更します
4. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

※ 建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度の改正はありません。

令和3年3月30日

大分市総務部 契約監理課

1. 建設工事における週休2日試行工事の拡大について

本市では、建設業における働き方改革の推進の一環として、令和2年度から「週休2日試行工事」を実施していますが、令和3年度から以下のとおり対象工事の拡大をします。

(1) 対象工事

	現行(令和2年度)	改正後(令和3年度)
週休2日試行工事対象工事	・設計金額が4,000万円以上の土木工事	・設計金額が4,000万円以上の土木工事 ・設計金額が7,000万円以上の建築一式工事※注1

※注1 対象となる工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事が週休2日試行工事の対象工事となります。

対象工事の特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示します。ただし、以下の工事は除きます。

- ①竣工時期及び作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ②緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③工期が90日未満の工事
- ④その他発注者が指定する工事

(2) 発注方式

受注者の希望により「週休2日試行工事」を実施することができる「受注者希望型」とします。

なお、建築一式工事にあっては、1つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事において実施する合意が必要です。（付帯工事となる管工事、電気工事等の設備工事等）

(3) 週休2日の定義

「週休2日」とは、工事の着手前に、4週間のうち6日間以上の休日を定め、休日には現場での作業(※注2)は一切行わず、現場閉所又は現場休息(※注3)することです。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、年末年始(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場制作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まないものとします。

【休日取得形態】

4週8休	4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
4週7休	4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
4週6休	4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

※注2 【現場での作業に該当しない作業】

- ・ 臨機の措置（異常気象等における現場対応や安全パトロール等）
- ・ 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ・ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

※注3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉鎖された状態をいいます。

現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいいます。

(4) 労務費等・工事成績評定の取扱い

① 労務費等の取扱い

「週休2日」が完全に達成できた場合は、休日取得形態に応じて以下のとおり補正係数を乗じて増額変更します。

- ・ 土木工事・・・労務費、機械経費及び間接工事費率
- ・ 建築一式工事及び付帯工事・・・労務費

② 工事成績評定の取扱い

4週8休の取得形態が完全に達成できた場合についてのみ、評価します。

なお、達成できなかった場合においても評価が下がることはありません。

◆ 令和3年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

2. 設計図書等の質疑に対する回答書を電子閲覧に変更します

本市発注の要件設定型一般競争入札において、設計図書等の質疑に対する回答書は本庁舎5階「契約監理課閲覧コーナー」にて、紙閲覧していましたが、入札参加者の利便性を図るため以下のとおり変更します。

【設計図書等の質疑に対する回答書の閲覧方法】

	現行(令和2年度)	改正後(令和3年度)
設計図書等の質疑に対する回答	「契約監理課 閲覧コーナー」での紙閲覧	電子入札システム上での電子閲覧 ※注1

※注1 入札参加者がパソコンの不具合等により電子閲覧できない場合は、契約監理課にて紙閲覧とします。

◆ 令和3年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

3. 同日開札における落札制限を一部変更します

本市発注の要件設定型一般競争入札による建設工事について、1件落札した者は同日開札かつ同業種の他の工事の落札者となることができない制限を設けていますが、入札不調対策として以下のとおり一部変更します。

【同日開札における落札制限の一部変更】

	現行(令和2年度)	改正後(令和3年度)
要件設定型一般競争入札による建設工事の落札制限	1件落札した者は同日開札かつ同業種の他の工事の落札者となることができない。	1件落札した者は同日開札かつ同業種の他の工事の落札者となることができない。 ただし、同日開札における落札制限に起因して入札不調となる場合は、当該制限を開札時に適用除外※注1

※注1 技術者不足等により受注能力を超えた落札を防ぐため、競争入札参加資格申請書の提出時に受注可能件数の記載を求めます。

【事例】 同日に工事1から工事4までを順に開札し、入札参加者はAとBの2者の場合

工事1	工事2	工事3	工事4
A落札 (A参加・B参加)	B落札 (A参加・B参加)	A落札 (A参加・B参加)	B落札 (A参加・B参加)

①競争入札参加資格申請書提出時の取扱い【新規取扱い】

受注可能件数(当初から当該制限を適用除外している入札を含む。)を、入札参加者が申請
※事例では、入札参加者A及び入札参加者Bの受注可能件数は各々2件

②工事1の取扱い【従来どおり】

入札した結果、Aが落札者に決定

③工事2の取扱い【従来どおり】

同日開札による落札制限があるため、Aは落札者になれず、Bが落札者に決定

④工事3の取扱い【新規取扱い】

A及びBは、工事1及び工事2の落札者となった為、従来であれば工事3は不調だが、制度変更後は受注可能と申請しているA又はBは受注可能となり、Aが落札者に決定

⑤工事4の取扱い【新規取扱い】

従来であれば不調だが、制度変更後は工事3と同様、A又はBが落札者となるが、Aは工事3を落札した結果、受注可能件数(2件)に達している為、Bが落札者に決定

【注意事項】「手持ち工事による入札参加制限」の適用により、落札者となれない場合があります。

◆ 令和3年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

4. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

本市では、建設工事の一般競争入札において予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が、建設業法で技術者の専任配置が求められる請負代金額以上であった場合に、専任配置可能技術者(※注1)の数を超えて入札に参加することはできないとする入札参加制限を行ってきました。

今後は、より多くの入札参加業者が参加できるよう当該制限を以下のとおり見直します。

	現行(令和2年度)	改正後(令和3年度)
対象となる入札	要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、予定価格が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上のもの	現行どおり
入札参加制限	専任配置可能技術者数を超えて入札に参加できない ※注1	廃止 ただし、主任技術者又は監理技術者の配置については建設業法による
専任配置可能技術者の届出を求める基準	予定価格が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上	入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上 ※注2
専任配置可能技術者の届出方法	「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出 入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる場合においても、専任配置可能技術者の届出が必要	「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出 ただし、入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる場合には専任配置可能技術者の届出は不要 ※注2

※注1 発注工事の契約書類提出日(落札決定通知日から7日以内、ただし、議会の議決が必要な場合は、「議会の議決する日」となります。)において、確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいいます。

※注2 競争入札参加資格申請時に専任配置可能技術者を届け出していたが、入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる入札をした場合には、専任の配置を求めず、届け出していた技術者以外の技術者を配置することも可能です。

◆ 令和3年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。